

平成23年12月定例会 特別委員長報告

東日本大震災復旧復興対策並びに原子力発電所事故対策調査特別委員会

東日本大震災復旧復興対策並びに原子力発電所事故対策調査特別委員会における調査の経過並びに結果につきまして、ご報告申し上げます。

当特別委員会は、平成23年8月臨時会において、東日本大震災からの復旧復興対策並びに原子力発電所事故による被害への対策にかかる事項について調査を行うことを目的として設置されました。

これらの調査項目につきましては、当局における震災対応の進捗状況等に応じて説明、報告を求めながら調査を行うとともに、常任委員会を同一とした分科会を設置し、各分科会の所管する調査事項をそれぞれ決定し、その調査項目につきまして詳細に調査することといたしました。

これまで各分科会で行ってまいりました調査項目のうち、調査が終了した部分について、その概要を次のとおりご報告いたします。

はじめに、総務分科会の調査について申し上げます。総務分科会におきましては、「復興に関する特区制度、主に税の優遇制度」を調査事項と決定し、9月22日より全10回の分科会を開催、その内容については、まず当局からの説明を伺い、効率的かつ的確な理解の醸成を深めるための分野別調査の実施、また参考人として、福島県中小企業家同友会福島地区から、会長の高橋光彦氏、副会長の山岸宏氏、政策委員長の佐久間功氏、財団法人福島経済研究所から副理事長の齋藤博典氏の4人を招致するなど詳細な調査を実施いたしました。

その結果、何点かの項目について国に対し、要望を行うことと決したところであります。

まず、1点目として、本市の定住人口の回復や将来の増加、既存企業や新規立地企業支援、そして何より今現在、本市で生活をしている市民や一時的に避難している市民の生活支援に有効であると思われる税の優遇を行うにあたり、県が提案した原子力災害からの福島再生特別法（仮称）の制定を国に求めることとあります。

その法律において、特区制度等による税制上の優遇措置を求め、その内容としては、市民に身近な市税の一部を一定期間、本市や同様の原子力災害に苦しむ県内市町村の抱える課題が解決するに十分であろう規模・内容で、課税の免除や減免を行えるよう規定をすること、そして、その減収分については、原子力発電を国策として進めてきた国が補てんすることを求めるものであります。

なお、財団法人福島経済研究所の齋藤参考人からも、「福島県が震災前の水準に回復するまで、県内立地企業等について、諸税金の優遇などの支援策が適用される地域としての特区等の適用は、復興に向けて有効。」との意見もあったところであります。

2点目として、臨時国会で成立したいわゆる復興増税の関連法について、本市においては、原子力災害による被害が大きく、また現在も進行中であることから、本市の住民及び企業に対して、今後、経済的負担の軽減を目的に復興増税における税負担について課税の免除を求めるものであります。

3点目として、既に実施している原子力災害の被災者を含む入湯税の課税免除について、当局の説明によれば、未だ国の財源補てんの対象とされていないとの話がありました。よって原

子力災害の被災者等に対する入湯税の課税免除により生じた本市の減収分について、国にその補てんを求めるものであります。

次に、市当局に対する提言であります。1点目として、原子力災害からの福島復興再生協議会の場等で、特区制度等による税制上の優遇措置について、当局からも国に対し、要望するよう求めるものであります。

2点目として、国による特区制度等による税制上の優遇措置の導入を見極めつつ、市独自の税の減免等の導入について、財源の確保を前提として、その可能性を検討し、可能な場合はその導入を求めるものであります。

3点目として、入湯税の既におこなっている原子力災害の避難者を含む課税免除は、国の補てんを前提とせず、被災者支援の観点から、市の判断として迅速な対応をとられたとのこととあります。なお、市当局においては引き続き、国に対し、この減収分の補てんを求めるよう提言するものであります。

4点目として、本分科会の調査項目である復興に関する特区制度、主に税の優遇制度の調査、研究を進める中で、そもそもこの未曾有の原子力災害を引き起こした東京電力株式会社に対し、原子力災害に起因する本市税収の減収分についても請求すべきではないかとの意見がありました。法的に実現可能か否かの調査研究を含め、可能であれば請求を行うよう求めるものであります。

なお、福島再生特別法による制度設計の有り様を確認する必要もあることから、今後も本調査項目について注視してまいります。

次に、文教福祉分科会の調査について申し上げます。文教福祉分科会におきましては、「未来を担う子どもたちを育成する環境整備について」を調査事項と決定し、特に今回は、子どもの健康管理と心のケアについてという観点から調査を進めることとし、10月4日より計8回の分科会を開催いたしました。

当局から詳細な説明を聴取するとともに、震災直後からの学校現場における取り組みの現状の説明を受けるため、福島市立福島第四小学校 丹野学校長、伊藤律子教諭に説明を受けました。また東部学校給食センターの現地調査を実施し、参考人として、いちかわクリニック副院長市川陽子氏を招致するなど詳細な調査を実施いたしました。

その結果、未来を担う子どもたちの心と体を健全に育成するために、スクールカウンセラーの継続的な派遣や教職員の加配等による教育環境の整備、また内部被ばく検査のさらなる早期実施及び長期的な健康管理の支援、さらに給食用食材の放射性物質測定にかかる費用と人員配置を求めるべきとの結論に達しましたことから、地方自治法に基づく意見書を提出し、政府に対し強く要望することと決しました。

次に、市当局に対しまして以下に3点提言いたします。

1点目は、小中学生、乳幼児、妊婦に対するガラスバッジによる放射線量の測定結果については、客観的な情報に基づき、より保護者が理解しやすい情報伝達を行い今後の対策を検討するとともに、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査を進めるなど、長期的な健康管理に努めるべきであると提言いたします。

2点目は、地域、保育所、学校等において講演会の機会を確保するなど、子どもたちと保護者に対し、継続的に正しい情報の伝達ときめ細かな説明を行うべきであると提言いたします。

3点目は、子どもたちの心のケアについては、長期にわたる対策を要するので、全ての学校

において継続的に取り組める体制作りにも努めるべきであると提言いたします。

なお、未来を担う子どもたちを健全に育成するためには、長期的な健康管理と心のケアはもちろんのこと、生活環境、教育環境の整備も重要であることから、今後も本調査項目について注視してまいります。

次に、経済民生分科会の調査について申し上げます。経済民生分科会におきましては、「3温泉地を中心とした本市観光業の支援策について」を調査事項と決定し、9月27日より9回分科会を開催、土湯温泉・飯坂温泉・高湯温泉の各観光協会の現地調査を実施し、また、参考人として、一般社団法人 日本旅行業協会 東北支部 福島県地区委員会 委員長 福田昌明 氏を招致するなど詳細な調査を実施いたしました。

その結果、3温泉地を中心とした本市観光業の状況は、地震による被害だけでなく、原発事故にともなう風評被害で入込客数が減少し、廃業する旅館も出ており、速やかな復興を支援するためにも特区の設定や規制の緩和を求めるべきとの結論に達しましたことから、地方自治法に基づく意見書を提出し、国に対し強く要望することと決しました。

続いて、市当局に対して次のとおり提言いたします。

本市へたくさんの観光客においでいただくためには、原発事故現場からの福島市の正確な位置や距離、そして3温泉地の位置関係や、詳細な放射線量の調査並びに適切な広報を行うこと、また、花見山をはじめとした市内主要観光地については、積極的に除染を進め、その姿をアピールすべきであると考えます。その上で市当局は、福島県に対し、県全体の観光誘客キャンペーンを強力に推進するよう要望し、また、県との連携をさらに推進すべきであります。併せて、誘客広告のあり方を見直し、全国に対してより効果的な情報発信の手法を調査検討すべきであると提言いたします。

次に、旅館経営者や関係事業者に対する経営支援の観点から、事業者のニーズを把握した上で、震災特別資金融資制度の拡大や、固定資産税の減免など総合的な支援策を検討すべきであります。また、高線量地域に住む子供たちの一時的な避難のため、3温泉地への長期宿泊制度創設の検討を提言いたします。

さらに、地震による建物への被害や、経営断念による空き旅館の出現により集客能力が低下している一方で、関係者自ら復興再生協議会を設立し新たな道の模索を始めている温泉地があります。豊かな自然と再生可能エネルギー等の活用など、地元が目指す新たなまちづくりを市は積極的に支援すべきであり、国に対し規制緩和を求めてゆくべきであると提言いたします。

最後に、観光客の利便性向上にも配慮し、路線バス時刻の見直しや増便等、旅館事業者と協働で調査検討すべきであるとともに、観光客に対する直接補助や優遇制度創設の検討を提言いたします。

次に、建設水道分科会の調査について申し上げます。建設水道分科会におきましては、放射性物質を含む下水汚泥の再利用や最終処分が困難となっていることにより発生している問題の現状・課題について調査、検討するため、「下水汚泥の処分方法について」を調査事項と決定いたしました。

当分科会は、10月5日より計7回の分科会を開催し、当局の説明や福島県土木部下水道課課長 成田良洋氏、主任主査 菅野政光氏を参考人として招致し、また堀河町終末処理場、県中浄化センターの現地調査を行うなど、詳細な調査を実施いたしました。

その結果、放射性物質汚染対処特措法の運用に際し、焼却や乾燥などの中間処理による下水

汚泥の減容化と臭気対策を一刻も早く進めるための現実的な対策の実施と、減容化により新たに必要となる経費の負担及び下水汚泥に対する風評被害の払拭へのさらなる取り組みを求めていくべきであるとの結論に達しましたことから、地方自治法第 99 条に基づく意見書を提出し、政府に対し強く要望することと決しました。

以上、各分科会における調査事項の結果につきまして申し述べましたが、各分科会において調査した結果に基づき、関係意見書に関する議案の提出を用意しておりますことを申し添えます。

最後に、引き続き東日本大震災からの復旧復興対策並びに原子力発電所事故による被害への対策にかかる事項について調査を実施していくことを申し述べまして、特別委員長報告といたします。